

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が定めるさいたま市保育士修学資金等貸付事業実施要綱及びさいたま市保育士修学資金等貸付事業事務取扱要領に基づき、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業に關し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の対象となる者は、次のいずれかの要件を満たす者であって、公立保育所の正規職員でない者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要する者に限る。

- (1) 未就学児を持つ保育士であって、保育所等に新たに勤務する者
 - (2) 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者
- 2 前項第1号及び第2号に定める「保育所等」とは、市内の以下の施設又は事業とする。
- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - イ 同項第3号に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けたもの
 - (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - (7) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認定を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、市が認定した認可外保育施設
 - (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定

める企業主導型保育事業を行う者

(貸付人数)

第3条 貸付人数は予算の範囲内で決定する。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とし、当該保育所等に勤務を開始した日の属する月から起算して1年間を限度とする。ただし、産後休暇又は育児休業から復帰する者については、復帰した日の属する月から起算して1年間を限度とする。

(貸付金額)

第5条 貸付金額は、未就学児の利用者負担額等（以下「保育料」という。）の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(貸付利子)

第6条 貸付利子は無利子とする。ただし、借受人が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

2 前項に規定する「正当な理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき
- (2) 借受人及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法の規定による市町村民税の非課税者であるとき
- (3) 借受人及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- (4) 納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、借受人自身の責めに帰さないと認められるとき
- (5) その他、本会会長（以下「会長」という。）が正当な理由として認めるとき

(連帯保証人)

第7条 貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一定の収入がある20歳以上の者を連帯保証人として1名立てなければならない。

2 連帯保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。また、その保証債務は延滞利子を含するものとする。

(貸付申請)

第8条 申請者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
- (2) 申請者世帯及び連帯保証人の現住所の住民票
- (3) 保育料が確認できる書類（保育所、認定こども園、又は地域型保育事業の利用者負担額決定通知書等、若しくは市町村で入所を決定していない保育施設においては、保育料が明記された契約書）の写し
- (4) 保育士登録証の写し
- (5) 雇用契約書又は採用証明書の写し
- (6) 産後休暇又は育児休業から復帰する者が申請する場合にあっては、職場復帰を確認できる書類の写し
- (7) その他、契約の相手方の選考に当たり会長が必要と認めるもの

(貸付の決定及び通知)

第9条 会長は、貸付の申請があったときは、申請の内容を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 会長は、貸付の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 貸付の決定を受けた者は、連帯保証人と連署の上、速やかに借用証書を会長に提出しなければならない。

(貸付方法)

第10条 貸付は、貸付の決定を受けた者との契約により行うものとし、貸付金は、貸付契約を締結（会長が借用証書を受理）後、原則、前期（4月分から8月分の保育料）及び後期（9月分から3月分の保育料）に分割して借受人が指定する口座へ振込むものとする。ただし、貸付金の交付は、勤務を開始した日又は復職した日の属する月から開始するものとする。

(貸付の辞退)

第11条 会長は、貸付の決定を受けた者が、貸付契約を締結する前に貸付を辞退するに至ったときは、貸付契約を結ばないこととする。

(貸付額の変更)

第12条 借受人は、貸付期間中に保育料の改定に伴い貸付額を変更しようとするときは、保育料の変更を証明する書類を添付の上、会長に変更申請を行わなければならない。ただし、保育料が増額になった者のうち、貸付額の増額を希望しない者については、この限りではない。

- 2 会長は、貸付額の変更申請があったときは、申請の内容を審査し、貸付額変更の可否

を決定するものとする。

- 3 会長は、貸付額変更の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 4 貸付額の変更に伴い、既に貸し付けた貸付金に過不足が生じた場合は、次回の貸付時に調整するものとする。ただし、既に貸し付けを終えている者については、別途追加貸付又は返還の手続きをとるものとする。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第13条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付金の契約を解除するものとし、当該借受人に通知する。

- (1) 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったと認められるとき
 - (2) 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
 - (5) 貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
 - (6) その他未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- 2 会長は、借受人が疾病その他の事由により休職したとき又は退職したとき（引き続き保育所等で従事する意思がある者に限る）は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分までの貸付を行わないものとし、当該借受人に通知する。
 - 3 会長は、前項の規定により貸付を休止された者が復職又は新たな保育所等に再就職したため貸付を再開するときは、貸付を休止された者に対し、通知するものとする。
 - 4 借受人が、貸付が休止となった期間の貸し付けを既に受けていた場合は、貸付の再開時において調整するものとする。ただし、既に貸し付けを終えている者又は当該期間の貸付金が貸付の再開後の貸付額を上回る場合は、別途返還の手続きをとるものとする。なお、この場合の返還は、原則、一括払いの方法によるものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 市内の保育所等において児童の保育等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかつた場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、市外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができるものとする。

- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号に規定する「その他やむを得ない事由」は、育児休業等により前項第1号に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。
- 3 第1項第1号に規定する「業務従事期間」については、次に掲げる要件を満たすものとし、1年当たりの必要最低従事時間数は960時間以上とする。ただし、週20時間以上勤務することを原則とするものとする。
- 4 会長は、返還債務免除の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
- 5 会長は、返還債務免除の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 6 会長は、返還債務免除が決定したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(貸付金の返還)

第15条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（第14条第1項第1号に規定する災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、次に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた月数の2倍に相当する期間（第16条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 保育所等を退職し、業務に従事する意思がなくなったとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (4) 保育所等を退職後、引き続き保育所等で業務に従事する意思があり求職活動を行つたが、6月以内に市内の保育所等に従事できなかつたとき
- (5) 提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないとき
- 2 返還は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法（前項5号に該当する場合の返還は、月賦の均等払いの方法による。）によるものとする。ただし、借受人が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができるものとする。なお、返還の方法は、会長が指定する口座への振込とする。
- 3 会長は、借受人等から貸付金の返還があったときは、その旨を通知するとともに返還が完了したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第16条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限が到来していない貸付金の返還債務の履行を猶予で

きるものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 借受人が市内の保育所等において、児童の保育等に従事しているとき
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
- (3) その他会長が必要と認めるとき

2 前項第2号に規定する「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、各場合において返還債務の履行が猶予される期間は以下に定めるとおりとする。ただし、当該猶予期間は、業務従事期間には算入しないものとする。

- (1) 保育所等に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合

- ・出産休暇に入る日の属する月の翌月から子が1歳に達する日（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育休法」という。）第5条第3項で定める者にあっては1歳6ヶ月に達する日、同条第4項で定める者にあっては2歳に達する日）の属する月までの間とする。

- (2) 出産・育児のため保育所等を退職し、出産後、保育所等への再就職を希望する場合
 - ・妊娠を理由とする退職日の属する月の翌月から子が1歳に達する日の属する月までの間とする。

- (3) 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得であって時間取得でないものに限るものとする。）

- ・介護休業を開始する日の属する月の翌月から介護休業を終了するまでの間とする。

- (4) 疾病・負傷等のため療養する必要があり、次のア又はイのいずれかに該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

- ア 保育所等に在職中に病気休職等を取得する場合

- (ア) 病気休職等を開始した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間とする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

- (イ) 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限るものとする。）は、病気休職等を開始した日の属する月の翌月から1年間を超えないものとする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

- イ 保育所等を退職し、疾病・負傷等の治癒後に、保育所等への再就職を希望する場合

- (ア) 疾病・負傷等のため退職した日の属する月の翌月から医師が療養に要すると診断した期間とする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

- (イ) 医師が治療に必要な期間を特定して診断していない場合（ただし、治療に必要な期間が3月を超えると診断された場合に限るものとする。）は、疾病・負傷等

のため退職した日の属する月の翌月から1年間を超えないものとする。ただし、猶予期間満了後も引き続き、療養が必要であると医師が診断した場合においては、再度、猶予を承認することを妨げないものとする。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の期間満了後、就職活動等のため必要な期間については、さらに猶予することができるものとする。ただし、この期間については、上記(ア)及び(イ)の期間が満了した日から1年間を超えることができないものとする。

(5) 就職先内定後、就職待機中の場合

- ・内定後待機期間中とする。ただし、1年を超えないものとする。

(6) 保育所等を自己都合で離職した場合であって、保育所等で保育士業務に従事する意思があり、求職中の場合

- ・6月以内とする。なお、就職、離職を繰り返した場合についても、それぞれの求職期間を通算して6月を超えないものとする。

(7) 人事異動により、保育所等での保育士業務等に従事できなくなったとき

- ・通算して2年以内とする。

(8) 次のアからカのいずれかに該当する場合

ア 国税、地方税等について、既に徵収猶予等の処分を受けている者

イ 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している者

ウ 他に援助を行う者がいない母子家庭、老齢年金受給者等

エ 身体障害者等であって、その生活の現況が減免規定との均衡上、猶予の処分を行うことが相当と判断される者

オ 当該債務の全部を一時に納入することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納付期限延期措置をとることが徵収上有利であると認められるとき

カ 災害、盜難その他の事故が生じたことにより、当該債務の全部を一時に納入することが困難であるため、納付期限延期措置をとることがやむを得ないと認められるとき

- ・1年以内とする。ただし、更新を妨げないものとする。

3 会長は、返還債務履行猶予の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。

4 会長は、返還債務履行猶予の可否が決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

5 第1項第1号により返還債務の履行猶予を受けている者にあっては、当該返還猶予期間において、当該業務に継続して従事していることを定期的に会長に対して届出なければならないものとする。

6 会長は、返還猶予者から前項の届出がない場合は、返還債務履行猶予を取り消すことができるものとする。

7 返還猶予者は、返還猶予の事由が消滅した場合は、その旨を会長に届出なければならぬものとする。

(返還債務の裁量免除)

第17条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、第13条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

(1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還できなくなったとき

・返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期不在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
・返還債務の額の全部又は一部

(3) 市内の保育所等において1年以上児童の保育等に従事したとき
・返還債務の額の一部

2 裁量免除の額は、市内において、第14条第1項に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

3 会長は、裁量免除を行うに当たって、その妥当性についてさいたま市長の審査を受けるものとする。

4 会長は、返還債務の裁量免除の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(借受人の届出義務)

第18条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届出なければならない。ただし、借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人が届出るものとする。

(1) 借受人及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき

(2) 保育所等を退職したとき

(3) 保育所等を休職したとき、又は休職から復職したとき

(4) 従事先を変更したとき

(5) 借受人が死亡したとき

(6) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき

(7) 第13条の規定に該当することとなったとき

(8) 第14条の規定に該当することとなったとき

(9) 第16条第1項第1号の規定により返還債務の履行猶予を受けている者が、当該猶予期間中に業務に従事しているとき

(10) 保育料が変更されたとき、及び市町村から当該年度の9月以降の保育料が確認できる書類（利用者負担額決定通知書等）が送付されたとき、若しくは市町村で保育料を決定していない保育所等においては、契約内容が変更となったとき

- (1 1) 借受人の子どもが入所している施設が変更になったとき
- (1 2) 借受人の子どもが入所している施設を退所したとき

(手続未済者への通知)

第19条 会長は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付が終了し若しくは契約解除され、又は第16条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、貸付金の返還、返還債務の当然免除又は返還債務の履行猶予に関する書類を提出しない借受人（借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、書類を提出するよう通知するものとする。

2 会長は、第13条第1項のいずれか、第13条第2項又は第18条のいずれかに該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人（借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対して提出期限を定め、届出を行うよう通知するものとする。

(連帯保証人への通知)

第20条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、第19条の規定は連帯保証人について準用するものとする。この場合において、連帯保証人に対して通知する旨を借受人に通知するものとする。

- (1) 第18条に定める事項による届出を怠っているとき
- (2) 第19条による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき

(最終確認書の送付)

第21条 第19条又は第20条による通知を3回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人及び連帯保証人に対しては、提出期限を定めて、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の手続に関する最終確認書を送付するものとする。

2 会長は、前項による最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人及び連帯保証人（第16条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限るものとする。）に対し、第15条の規定による未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の返還について決定し、通知するものとする。

(借受人等の調査)

第22条 会長は、未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うことができるものとする。

- (1) 連帯保証人
 - (2) 第16条第1項第1号に規定する返還猶予の承認を受けた者の従事する保育所等
 - (3) その他関係機関
- 2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 借受人及び連帯保証人の現住所
- (2) 第14条第1項第1号に規定する業務の従事に関する状況
- (3) その他必要と認める事項

(様式)

第23条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業を実施する上で必要な様式については別表のとおりとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(別表 第23条関係)

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
	2	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付貸付額変更申請書
貸付決定	3	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付承認決定通知書
	4	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付不承認決定通知書
	5	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付借用証書
	6	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付貸付額変更承認決定通知書
	7	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付貸付額変更不承認決定通知書
休止・再開	8	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付休止通知書
	9	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付再開通知書
返還	10	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還計画申請書
	11	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還通知書
	12	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付受領通知書
返還猶予	13	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予申請書
	14	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予承認通知書
	15	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予不承認通知書
	16	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還猶予事由消滅届

返還免除	1 7	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還免除申請書
	1 8	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還免除承認通知書
	1 9	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還免除不承認通知書
辞退・解除	2 0	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付辞退届
	2 1	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付契約解除届
	2 2	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付契約解除通知書
届出	2 3	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付業務従事届
	2 4	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付異動届
	2 5	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付保育料届
	2 6	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付保育料変更届
	2 7	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届
	2 8	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付借受人死亡届
	2 9	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付連帯保証人変更届兼連帯保証書
	3 0	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付振込口座変更届
書類不備	3 1	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付手続未済通知書
	3 2	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の手続きに関する最終確認書
返還完了	3 3	未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付返還完了通知書